

2017年に一般NISA口座で購入されたお客様へ

非課税期間終了時における お手続きのお知らせ

現在一般NISA口座で保有する上場株式や公募株式投資信託等で、2017年に一般NISA口座で購入をされたものは、**2021年12月末に非課税期間が終了**します。お取引の証券会社等から順次ご案内が届きますので、必ずご確認ください、**各社の定める期限までにお手続きを行ってください。**

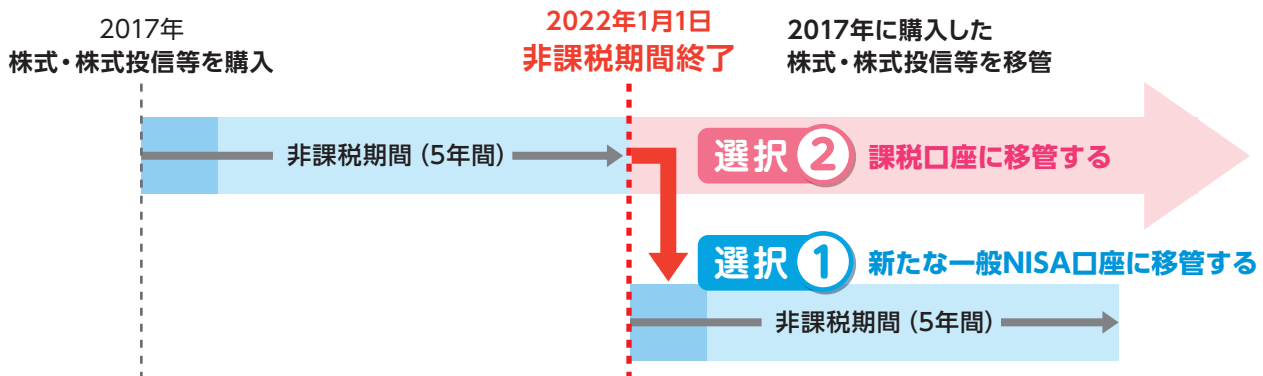
⚠ 重要

非課税期間終了の前に、以下の①と②のいずれかをお選びください。

選択① 新たな一般NISA口座に移管する*1（「ロールオーバー」といいます）

選択② 課税口座に移管する

*1 「新たな一般NISA口座に移管する」とは、2022年に新たに設定される非課税管理勘定に移管することをいいます。



選択① 「新たな一般NISA口座」(ロールオーバー)を選んだ場合

2022年1月1日に、2021年12月の最終営業日の時価により、2022年分の非課税管理勘定へ移管されます。なお、所定のお手続きが必要になります(中面 **注意点1** 参照)。

2021年12月の最終営業日の時価分で2022年の非課税枠を使用します。引き続き5年間(2026年12月末まで)は、譲渡益・配当等が**非課税**となります。

選択② 「課税口座」を選んだ場合

2022年1月1日に、2021年12月の最終営業日の時価により、課税口座へ移管されます。なお、特定口座を一般NISA口座と同一の営業所にお持ちの方は、特段のお手続きをすることなく、特定口座に移管されます。*2

取得価額が2021年12月の最終営業日の時価となります。移管後に生じた譲渡益・配当等は**課税**されます。

※状況により **選択①**、**選択②** のどちらが有利かは異なります。詳しくは次ページをご覧ください。

※非課税期間内に売却するという選択肢もあります。

*2 特定口座をお持ちの方で、一般口座への移管を希望される場合には、証券会社等に所定の依頼書をご提出ください。特定口座をお持ちでない場合は、特段のお手続きをすることなく、一般口座に移管されます。